平成26年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

| No | 3 0 | | | | | | | | <u>府 省</u> | 庁 名 | 厚生労働 | 当 | |
|-----------|-----|---|--|---|--|--|---|--|--|---|--|--|-----------------|
| 対象税目 | | 個人 | 人住民税 | 法人住民税 | 事業税 | 不動産取得 | 导税 固定: | 資産税 | 事業所税 | その他 | (都市計 | 画税) | |
| 要望 項目名 | | | ども・子育 所要の措置 | 育て支援新制 置 | 度の施行 | に伴い市町 | 」村認可事 | 業として | 位置付け | | | 等に対する 学省と共同 | |
| 要望(概: | | 連(1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4 | 平成24年 3 22年 3 22年 3 5 5 5 5 6 7 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 | かおりょう では、 はい | 別の基本とで、は、一次であると育こで等子、 というという というとう はいい とうしい とうしい とうしい とうしい とうしい とうしい とうしい とう | 教育・保 ・保も・ ・保も・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 地域の子子育で支持。 おうにいった おり は は がっこと おり は かっと かっこん ない まった に 小り かっこん かっこん かっこん かっこん かっこん かっこん かっこん かっこん | 育な制にを表現した。 アイカー で の で で で で で で で で で で で で で で で で で | 」を構築でいて、 一本化し、 型給付」や など、 ことと 事業等の | すること 学校及ひ その普及 ら、小規模 13 の事業 ている。 | となった。 ド児童福祉 を図るこ 漢保育等へ 業を「地域 発育事業を | 新制度の 施設として と の給付であ 子ども・子 | 下では、この法的ある「地育で支 |
| | | 成の こと ・ キ 言 | D対象とし ととなる。 寺例措置の 忍定こど: | | ども園、 | 保育所と同 | 引様に保育: | を必要と のとして | :する子ど | を保育で記可事業 | するとの | 高い公益性 | きを担う |
| 関係到 | 条文 | (元 (元 (三 | 法第 法人住民和 第 22 指置派 下動產所 事業所稅) 第 56 軍定資產和 | 説)地方税法 33 条、第 33 党) 条、方税 条、方人税 、 等税 が 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 | 条の 2、 第 25 条 去第 37 条 第 64 条の 法第 73 : 701 条の | 第 33 条の 3 、地方税法 を、法人税法 シ2 及び第 6 条の 4、地方 34、地方和 | 3、第 33 条 施行令第 7 5施行令第 55 条の 2、 方税法施行 兑法施行令 | :の4、和 条の4、 77条、 ⁵ 租税特別 令第36 第56条 | 田税特措法 地方税法 租税特別持 別措置法施 条の8及 の22、第 | t施行規則 23 条及 措置法第 延行規則領 び第 36 約 56 条の | 川第 14 条 び第 292 ई 66 条の 11 第 22 条の 系の 10 24、第 56 | 条、法人税 の 2、租租 2 及び第 1 ⁴ 条の 26 の | 说特別 1条 3、 |
| 減 見辺 | | | 初年度] 收正増減4 | 又額] | (– | _) | [平年度] | _ | - | (– | -) (| 単位:百万 | ī円) |

(1)政策目的

要望理由

子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安 や孤立を感じる家庭も少なくなく、また多くの待機児童が生じている地域がある一方で子どもが減少してい る地域もある。こうした問題に対処するため、

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大・確保(待機児童の解消、地域の保育を支援)
- ・地域の子ども・子育て支援の充実

等の施策を総合的に推進し、子どもや子育て家庭の支援を行う。

(2) 施策の必要性

新制度は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める仕組みを導入し、消費税率の引き上げによる財源によって、幼児教育・保育・子育て支援の質・量を充実させるものである。

現行の保育所等については、保育を提供する施設としての高い公益性を担うことから、各種の税制措置が 講じられているところ。

新制度の円滑な実施に当たっては、小規模保育等の地域型保育事業について、市町村認可事業として保育を必要とする子どもを保育し、認定こども園や保育所と同様に高い公益性を担うことから、現行の保育所等に対する税制上の措置を踏まえ、保育所と同等の税制措置を講じることが必要である。

本要望に 対応する 縮減案

ページ

30 - 2

| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | 基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを生み育てることなどを可能にする 社会づくりを推進すること 施策大目標VI-2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること 施策中目標VI-2-1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること 地域型保育事業の推進を始めとする子ども・子育て支援新制度を円滑に実施し、子どもや子育て家庭を支援することにより、子どもが健やかに成長することができる社会を実現する。 |
|------------------------|--|--|
| 性 有効性 相当性 | 税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間 同上の期間中 の達成目標 | |
| | 政策目標の 達成状況 | |
| | 要望の措置の 適用見込み | |
| | 要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性) | 地域型保育事業への税制措置を行うことにより、これらの事業への移行・参入が円滑に進むことが見込まれる。 |
| | 当該要望項目 以外の税制上の 支援措置 | 国税についても同様の要望を行っている。 |
| | 予算上の措置等 の要求内容 及び金額 | (未定) |
| | 上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係 | (未定) |
| | 要望の措置の 妥当性 | 保育を提供する保育所等が、その担う高い公益性から税制措置を講じられていることからすれば、類似の役割・機能を担う地域型保育事業等に対する税制措置も、有効かつ必要最小限の措置であると言える。 |
| | ページ | 30 — 3 |

| 税負担軽減措置等の 適用実績 | _ |
|--|---|
| 「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績 | |
| 税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性) | |
| 前回要望時の 達成目標 | |
| 前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由 | |
| これまでの要望経緯 | ○ 平成23年度、平成24年度及び平成25年度に税制改正要望を行った。 ○ 平成24年度税制改正大綱においては、 ①公租公課禁止規定を設けること、 ②国税、地方税の滞納処分による差押禁止規定を設けることが認められ、子ども・子育て支援法に関係規定を設けている。 ○ 平成25年度税制改正大綱においては、 ①子ども・子育て関連3法の円滑な施行に向けた幼保連携型認定こども園の設置に係る法人間の財産承継に係る所得税の特例措置 ②子ども・子育て関連3法の円滑な施行に向けた幼稚園併設型認可外保育施設における保育料等の消費税の非課税措置が認められ、それぞれ平成25年6月1日、4月1日付で措置されている。 ○ その他の要望項目については、新制度の具体的内容を踏まえ検討することとされた。 |
| ページ | 30 — 4 |